

宅地建物取引士の資格登録が不要になった場合などは、この書類によって削除申請をしてください。
※一旦登録が削除されると、再度登録する場合はもう一度登録の申請からやり直すことになります。その場合、申請時点から過去10年以内に2年以上の実務経験があること又は登録実務講習受講から10年以内であることが必要です。また、登録手数料37,000円も必要となりますので、御注意ください（法第18条第1項各号に該当する者は、登録を受けることができません）。
※資格登録がされた状態で法第21条各号に該当するようになった場合は、この書類ではなく、【様式第七号の二】宅地建物取引士死亡等届出書の提出が必要となります。

様式第6（第11条関係）

記入例

登録簿登録削除申請書

令和元年12月18日

宮崎県知事 殿

申請者は本人

申請者 住所 宮崎県宮崎市船塚3-210
氏名 日向 宅建

私は、宅地建物取引士資格登録簿に登録されていますが、このたび下記理由により登録の消除について申請します。

記

登録者氏名	日向 宅建
登録番号	(宮崎) 8827号
登録年月日	平成10年3月19日
理由	今後宅建業に従事することもなく、不要となったため。

消除申請する理由を記入

備考

有効な宅地建物取引士証を保有している場合は、併せて返納すること。